

清須市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、クリーンエネルギーの利用の促進及び市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示においてシステムとは、太陽光発電普及拡大センターが定める住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業技術仕様書（平成21年J-PEC第0810-0020号）の要件に準拠したシステムで、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市税に滞納のないもので自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）にシステムを新たに設置する者とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表に掲げるシステムの設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときはこれを四捨五入して得た値とする。）に2万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。ただし、補助金の額の上限は8万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事の着工前にあらかじめ、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置に要する経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書を先着順に受付けるものとする。

3 市長は、受け付けた補助金の交付申請に係る補助金の合計額が、予算の範囲を超えるときは、申請を受理しないことができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）を通知するものとする。ただし、市長は、必要があると認めたときは、条件を付すことができる。

2 申請者は、補助金交付決定日以降に工事着手するものとする。

(変更申請)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後において、申請の内容を変更（中止を含む。）する場合は、住宅用太陽光発電システム設置事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、交付決定後の補助金の額の増額はできないものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更の内容を審査し、第7条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知書)

第9条 市長は、前条第2項の規定による当該補助金の交付の変更を承認したときは、住宅用太陽光発電システム設置変更承認通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、工事完了の日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（第

5号様式)及び設置したシステムの概要等報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置に要した経費の内訳が記載されている領収書の写し
- (2) システムの設置状況を示す写真
- (3) 竣工検査の試験記録書(検査項目(絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び総合評価等)、実施機関名及び実施責任者名を記入、押印してあるもの)の写し
- (4) 電力会社との太陽光契約に対応する電力受給契約書の写し
- (5) 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し(3月以内に発行された特別事項省略のもの)
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(補助金交付額の確定及び補助金の交付)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知しなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(処分の承認申請)

第12条 交付決定者は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置費補助金処分承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 第12条の規定によりシステムを処分したとき。

2 前項に規定する補助金を返還する額は、当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する補助額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

(1) 自己の責めに帰すべき事由以外の事由でシステムを処分する場合

(2) その他市長が認めた場合

(協力)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供等の協力を求めることができる。

(管理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意を持って管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	機器構成	技術要件等
補助対象経費	太陽電池モジュール	財団法人電気安全環境研究所（昭和38年2月2日に財団法人日本電気協会電気用品試験所という名称で設立された法人をいう。以下「研究所」という。）の認証を受けているもの又はそれに準ずる製品であることを製造事業者が証明したものの
	架台	太陽電池モジュールを含めて建築基準法（昭和25年法律第201号）に準拠した設計がされているもの
	接続箱・直流側開閉器	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び社団法人日本電気協会（大正10年10月11日に社団法人日本電気協会という名称で設立された法人をいう。（以下「電気協会」という。）が定めた電気技術規定における内線規定（J E A C 8 0 0 1）に準拠しているもの
	インバータ・保護装置	研究所の承認を受けているもの又はその地域を電力供給区域とする電力会社が認めたもの
	余剰電力販売用電力量計	太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電力会社の仕様に適合するもの
	発生電力計	太陽光発電システムを設置し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるもの
	対象システムの設置工事に関する費用	電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気協会が定めた電気技術規定における内線規定に準拠していること